

2018年10月29日

大阪府知事

松井 一郎 様

大阪府関連労働組合連合会
執行委員長 小林 優



2018年府労組連秋季年末要求書

憲法と地方自治の本旨を基本とし、「全体の奉仕者」として府民に役立つ仕事とともに、未来を担う子どもたちによりよい教育を行うため、民主的かつ効率的な職務遂行できる賃金・労働条件の確立が必要です。この賃金・労働条件について、10月25日に開催した府労組連第2回中央委員会の決定にもとづき、下記のとおり要求します。

については、誠意をもって回答されるよう強く求めます。

記

1. 労使慣行を遵守し、労使間の確認事項を遵守すること。なお、労働条件等の改変にあたっては、合意を前提に十分な協議を行うこと。府市副首都推進本部等で議論される事項の内、労働条件に関わる事項については事前に十分な協議を行うこと。
2. 職員の生活実態をふまえ賃金引き上げを実施すること。賃金体系の改善及び諸手当を抜本的に見直し改善すること。
次の賃金・諸手当の改善要求を実現すること。
 - (1) 地域手当の府下一律支給を堅持し、16%以上に引き上げること。
 - (2) 初任給を抜本的に改善し、青年層の賃金を大幅に引き上げること。
 - (3) 職務経験や専門性を発揮し、民主的・安定的な行政運営を行うためにも、誰もが行政職4級の水準に到達できる制度に改善すること。
 - (4) 給料表特定級の最高号給に多くの職員が滞留している事態を解消するため、必要な措置を講じること。55歳の昇給停止をしないこと。
 - (5) 部活動指導業務等の困難性や特殊性を考慮し、教員特殊業務手当を引き上げること。
 - (6) 採用日に関わらず、勤務実績にもとづく全職員を対象に通勤手当を支給すること。交通工具使用に係る通勤手当の引き上げ、駐車場、駐輪場等の費用を支給すること。
 - (7) 「雇用と年金の接続」を原則とし、再任用職員の専門的知識と経験の蓄積に見合う賃金引き上げ、扶養手当や住居手当の支給など待遇改善をはかること。
 - (8) 非常勤職員等の賃金・諸手当の引上げをはじめ、休暇制度の充実など待遇改善をはること。また、非常勤講師の報酬を時間単価から月単価に戻すこと。臨時の任用職員・教職員の不必要的「空白期間」を設けず、働き続けられる勤務条件に改善すること。

3. 一時金を引き上げ、12月10日に支給すること。一時金の「職務段階別加算」を廃止し、全職員へ一律に加算すること。勤勉手当への「評価結果」の反映、扶養手当の算出基礎からの除外を撤回すること。また、再任用職員の一時金支給月数を引き上げること。
4. 条例の趣旨を逸脱し、労働条件の改悪をおしすすめ、職員の意欲を低下させ、職場に混乱を持ち込む「相対評価」は直ちに中止すべきである。教育を歪めて教職員の意欲を奪う「評価・育成システム」は、賃金反映による労働条件を低下させることから廃止・撤回すべきである。また、不当な雇い止めやパワハラなど労働条件の改悪につながる非常勤職員への評価制度は導入すべきでない。「新人事評価制度」「評価・育成システム」による評価結果の賃金反映は撤回すること。とりわけ、生涯賃金に影響を及ぼし、いっそうの格差を広げる評価結果の昇給反映は直ちに中止すること。
5. 労働条件を改善することにより、職員が働きがいを感じるとともに、働きやすい快適な職場環境につながり、府民サービスの向上や行き届いた教育が実現できる。また、大地震などの甚大な災害時において、住民のいのちと生活を守るために大阪府の行政機能を維持し、甚大な災害時でも十分に対応できる職員体制が必要である。そのためにも、府職員・教職員の業務量に見合う適正な定数増を行うなど労働条件を改善すること。
6. 障がいのある職員への適職保障や支援制度の確立など職場環境の改善をはかること。
7. 時短と労働条件改善のため、次の要求を実現すること。
- (1) 1日の勤務時間を拘束8時間（実働7時間、週35時間）とする勤務時間の改正を行うこと。府民サービスの低下と職場に混乱を持ち込む「二部勤務制」は中止すること。
 - (2) 時間外勤務・恒常的残業をなくすため、抜本的な対策を講じること。時間外勤務は、原則1日2時間、1週5時間、年間120時間を上限に規制すること。大阪府の定める年360時間の上限規制に責任を持ち、実効ある措置を講じること。厚労省通達に基づき、サービス残業を根絶するため適切な対策をはかること。
 - (3) 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン（平成29年1月20日、厚生労働省）」を遵守すること。
 - (4) 超過勤務の割増率を100分の150（深夜・休日等は100分の200）に引き上げること。
 - (5) 長時間勤務の解消など実質的な労働時間の短縮をはかり、年次有給休暇を取得しやすい職場環境の改善をはかること。
8. 教職員の長時間・過密労働の実態は、府教委当局による勤務時間の把握等でも明らかになっている。この違法・異常な状態をすみやかに解消して労働条件の改善をはかること。
- (1) 長時間過密労働を解消するため、教育庁・教育委員会と校長の責任で労働基準法の規定を厳格に適用し、厚生労働省基準にもとづき実効ある措置をはかること。

- (2) 一週間に担当する授業時間数の上限規制、部活指導による時間外勤務の縮減、教員の不均衡な年齢構成の是正など、労働条件等の改善に必要な措置を講じること。
- (3) 定数内講師、臨時主事、養護助教諭等の臨時の任用教員の多用をやめ、正規教員の確保など必要な措置とともに、労働条件を著しく悪化させる教職員の「欠員常態化」の解消に向けて抜本的な対策をはかること。

9. 休暇等の制度拡充に向け、次の要求を実現すること。

- (1) 特別休暇の拡充を行うこと。不妊治療休暇の新設とともに、ボランティア休暇、保育休暇など廃止した休暇を必要に応じて復元すること。非常勤職員の特別休暇は正規職員と平等扱いにし、改善・拡充を行うこと。
- (2) 子の看護、出産や育児、介護などの休暇制度を抜本的に拡充するとともに、代替要員を確保し、仕事と家庭の両立支援に向けて抜本的に改善をはかること。
- (3) 子の看護休暇の対象範囲を養育里親制度の里子にも拡大すること。また、特別養子縁組にかかる監護期間中の子を対象とする育児休業の対象年齢を6歳まで拡大し、取得期間を特別養子縁組（監護期間・実習期間を含む）の開始後3年間までとすること。
- (4) 育児短時間勤務制度及び高齢者部分休業制度については、安心して取得できる人員確保と職場環境の整備をはかり、労働条件の改善に向けた必要な措置を講じること。
- (5) 「療養に専念させる」という本来の趣旨をふまえ、病気休暇・休職制度の抜本的な改善をはかること。病気休職に伴う代替職員の確保など必要な措置を講じること。
- (6) 母性保護のため、生理休暇等を権利行使できるよう必要な措置を講じること。

10. 職場環境の改善、労働安全衛生対策を抜本的に強化すること。

- (1) 労働安全衛生協議会（委員会）を拡充するとともに、50人以下の職場であっても安全衛生委員会を設置し、職場環境の改善等につなげること。
- (2) 定期健康診断の拡充など健康管理体制を充実させるとともに、すべての非常勤職員を受診対象にすること。
- (3) 地共済・公立学校共済の実施する人間ドック等の検診項目や受診枠の拡充と自己負担額の引下げにつながる必要な措置を講じること。55セルフドックの受診にあたっては、年休対応ではなく「職免」扱いにすること。
- (4) 女性検診を毎年受診に拡充すること。とりわけ、経過観察を指示されている職員は、検診対象ではない年度でも受診対象にすること。
- (5) ストレスチェック制度は、個人情報の保護と不利益防止の措置を徹底するとともに、安全衛生協議会（委員会）に集団分析結果を公表すること。メンタルヘルス対策の抜本的強化をはかり、精神疾患等休職者の職場復帰にあたって必要な対策を講じること。
- (6) あらゆるハラスメントを起こさせない実効ある対策を強化し、働きやすい職場環境と労働条件の改善をはかること。

11. 防災拠点にならず、府民の利便性悪化や業務の非効率化など、労働条件を悪化させている咲洲庁舎から直ちに撤退すべきである。現本庁舎の耐震補強整備をすすめ、老朽化した庁舎や執務室、府立学校等の耐震化対策など安全衛生の向上をはかり、安心して職務に専念できる職場環境の改善をはかること。
12. 労働条件の改善はもとより、生徒・児童・府民にとっても「安全・安心な学校」となるよう教職員増、学校警備員や交通指導員の配置、緊急地震速報受信装置設置・非構造部材の耐震化、アスベスト除去対策などの環境改善をすすめること。
13. 互助会・互助組合等への補助金の復活、低利の奨学金借り換え制度を創設するなど、地公法42条に基づく福利厚生事業の拡充をはかること。

また、以下のとおり要望します。誠意をもって対応されるよう強く求めます。

1. 府政に関わる要望事項

- (1) 自律的で創造性を發揮する行財政運営体制をはじめ、大阪の成長戦略を継承する「大阪府行政経営の取組み」は撤回すること。福祉・医療・教育の切り捨てをやめ、府民の暮らしを守る立場から行財政計画をすすめ、大阪府として公的責任を十分に果たすこと。
- (2) ギャンブル依存症など府民に悪影響を及ぼすカジノを含む統合型リゾート施設(I R)の誘致はやめること。また、鉄道や高速道路など関連の大型公共事業は中止すること。
- (3) 不要不急の大型公共事業については、府民本位の立場で徹底的に見直すなど凍結・中止すること。福祉・医療・教育など府民の暮らしを守る関連予算を増額し、府民が安心して生活できる地方自治体の行財政運営を基本に切り換えること。
- (4) 「道州制」に反対し、「地方分権改革」にもとづく市町村への事務委譲の強要を中止するとともに、広域自治体として市町村の補完的役割を果たすため、大阪府の体制を強化すること。また、地方自治を破壊し、大阪市をなくす「大阪都」構想は断念すること。
- (5) 大阪府における地域包括最低賃金の改善をはかること。I L O 9 4 条約に基づく公契約条例を制定すること。公正な賃金等の確保、適切に処遇するよう指導すること。
- (6) 教育への支配介入をやめ、学校現場の自主性を尊重すること。

2. 関係条例に関わる要望事項

- (1) もの言わぬ職員づくりをめざし、「全体の奉仕者」と定める憲法の規定にも違反する「職員基本条例」、子どもの教育に悪影響を及ぼす「教育基本条例」は撤回すること。
- (2) 一切の団結権の侵害や不当労働行為を行わず、これまでの労使慣行を遵守すること。また、職員の自由と権利を奪うとともに、府民サービス向上にも支障をきたす「政治活動制限条例」「労使関係条例」は撤回すること。

3. 組織・機構・任用等に関わる要望事項

- (1) 大幅な人員削減を前提とした組織機構の改変、府民サービスの低下につながる民間委託や独立行政法人化等は行わないこと。
- (2) 少人数学級の拡大など行き届いた教育の推進、労働条件の改善に向けて、教職員の大額な定数増をはかること。一方的な府立学校の廃止や統廃合は行わないこと。
- (3) 職員が働きがいをもって十分に能力を發揮でき、安心して職務に専念できる昇任等の任用制度を改善すること。また、少数職種を含む主査・課長補佐級の任用制度を改善すること。「総括実習助手」「総括寄宿舎指導員」の任用制度を改善し、誰もが「教育職2級」に格付けすること。
- (4) 授業料無償化導入時に事務職員が削減された府立高校では、徴収の再開により業務量が大幅に増加しており、事務職員の定員を回復すること。安心安全な学校を維持するため、突発的な異常時対応などの業務を担う技術職員(校務担当)など現業職員の「退職不補充・民間委託化」を撤回すること。

- (5) 天下り人事は中止し、いわゆる「知事5原則」(天下り人事は好ましくない・抑制に努める・地方自治擁護、住民福祉を低下させない・内部職員との均衡を図る・職員の人材育成に努める)を厳守すること。また、部長の公募をやめ職員から登用すること。

4. 施策に関する要望事項

- (1) 府立の5病院が、高度専門医療の推進や府域医療水準の向上をめざすため、運営費負担金を削減せず、設置団体として公的責任を果たすこと。府立5病院は「府立直営」に戻すこと。また、法人職員の賃金・労働条件の改善を指導すること。
- (2) 大阪府立大学の役割を十分に發揮するため、公立大学法人への運営費交付金を引き上げること。法人職員の賃金・労働条件を改善し、学舎の整備に必要な施設整備補助金を措置すること。大阪府立大学と大阪市立大学との統合はしないこと。老朽化した府立大学工業高等専門学校の教育施設・設備を抜本的に改善すること。
- (3) 大阪健康安全基盤研究所、府立環境農林水産総合研究所、大阪産業技術総合研究所が府民の安全といのちを守り、暮らしと営業を支える試験・研究機関としての役割を果たすために、十分な運営費負担金を保障し、大阪府として責任をもって対応すること。
- (4) 大阪版「市場化テスト」は撤回し、自治体の役割を根本から否定する自治体業務の民営化や企業参入をやめるとともに、大阪府として公的責任を果たすこと。
- (5) 指定管理者制度の破たんや問題事例などふまえ、「公の施設」を府立直営に戻すこと。
- (6) 公共的要素の強い福祉・教育・医療関係労働者が安心して仕事に専念し、働き続けられる賃金水準を確保するため、公民格差是正の保障制度を復活させること。
- (7) ゆきすぎた競争教育をさらに助長する全国一斉学力調査の学校別結果の公表、中学校の内申点への反映をやめること。チャレンジテストを中止・撤回すること。
- (8) 南海トラフ型等の大地震に備えて、災害時の避難誘導、避難場所や施設等を確保するなど大阪府の責任を果たすこと。また、住民の安全と生命を守るために、地域防災計画の具体化をはかること。さらに、大災害時に防災拠点になり得ない咲洲庁舎から即時撤退し、大手前庁舎の周辺府有地に集約庁舎を新築すること。
- (9) 「おおさか男女共同参画プラン」をふまえ、実効あるものにするために労働組合や女性団体など広範な府民の意見を反映すること。

以上